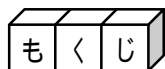


京都あぐい便り



近畿農政局地方参事官室
(京都府担当)
発行:平成29年9月27日

写真:毛原地区(福知山市)の棚田



- P1 加工食品の原料原産地表示について P2 ・農地を借りたい方、貸したい方へ
P3 現場だより 京都田辺茄子生産農家の川嶋一生さん(京田辺市)
P4 京都府農業の現状、地方参事官室(京都府担当)からのお知らせ

／ご存じですか?／

今後は全ての加工食品に原料の 産地が表示されます!

一部の加工食品にのみ義務付けられていた原料の産地表示が、全ての加工食品 1に拡大されます。(平成29年9月1日から順次。平成34年3月31日までは、食品メーカー等が準備する猶予期間としています。)

1 外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、及び輸入品は対象外です。

今 後

■ 産地が表示されるもの: 全ての加工食品の1番多い原材料

■ 表示方法: 「国別重量順表示」、「製造地表示」、「又は表示」、「大括り表示」

原則の 表示方法

「国別重量順表示」

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産)、豚脂肪…

2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。

その商品の内容を表す一般的な名称が表示されます。

基本的な表示の見方

使用された原材料が量の多い順に表示されます。

名 称	牛豚合挽肉
原材料名	牛肉(オーストラリア、ニュージーランド)、豚肉
内 容 量	100g
消費期限	30.9.30
保存方法	4 以下で保存
加 工 者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関〇ー〇ー〇

内容量はグラムやミリリットルなどの単位を明記して表示されます。

消費期限や保存方法が表示されます。

■ 詳しくは、消費者庁ホームページ(<http://www.caa.go.jp/>)をご覧ください。

原料原産地

検索

農地を借りたい方、貸したい方へ

農地中間管理機構(農地バンク)とは

農地中間管理機構とは、平成26年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」です。

農地中間管理機構はこのようなときに活用できます。

- ・リタイアするので農地を貸したいとき
- ・利用権を交換して、分散した農地をまとめたいとき
- ・新規就農するので、農地を借りたいとき

農地中間管理機構に農地を貸したい方、借りたい方は、通年募集していますので、京都府農地中間管理機構(京都府農業総合支援センター)のホームページをご覧ください。

京都府農地中間管理機構 ホームページ
<http://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/farmbank/>



信頼できる農地の中間的受け皿



農地を
貸したい人

貸付け

都道府県
農地中間管理機構
(都道府県の第3セクター)

貸付け

農地を
借りたい人

公的機関だから
安心して貸せます。

賃料は確実に支払われます。耕作放棄地になる心配ありません。

必要なら大区画化や
果樹の改植等の条件
整備も行います。

ニーズに合わせて、
まとまった使いやす
い農地が借りられます。

出し手農家と個別に
交渉する必要はなく、
機構と相談することで
農地が借りられます。

現場だより

京都田辺茄子生産農家の 川嶋一生さん（京田辺市）



京田辺市の田辺茄子づくりは、50年以上前に始まり、多くの農家によって今日まで受け継がれてきています。

退職を機に田辺茄子づくりを始めた川嶋さんは、自らの勉強も兼ねて、仲間の農業者と一緒に塾を開かれました。この塾は、茄子づくりを目指す新規就農者の受け皿にもなっています。



茄子栽培も高齢化でやめる農家が多いそうです。一方、新規就農者が、田辺茄子づくりで独り立ちするには経費がかかるため、なかなか難しいとのこと。幸い京田辺市は、資材や管理機などに補助金を出してくれるので助かっているそうです。

茄子の共同選果場ができたことで、出荷作業の手間が省けて、面積も増やすことができるようになったそうです。

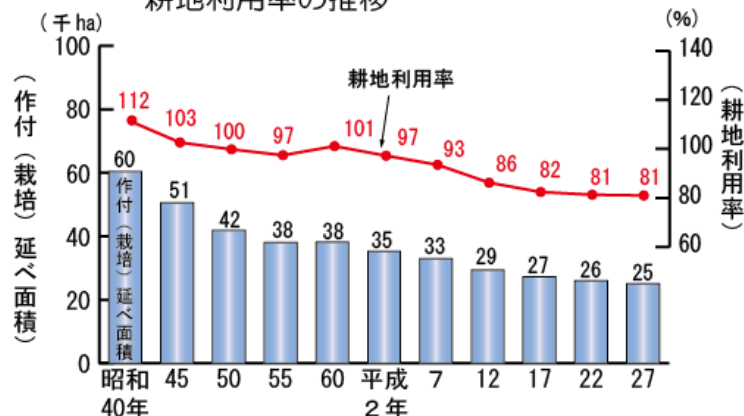




京都府農業の現状

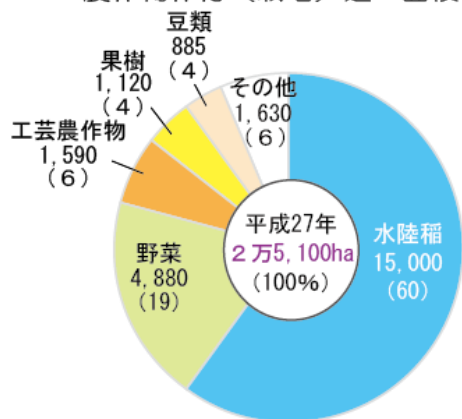
～ 農作物作付(栽培)延べ面積について～

農作物作付(栽培)延べ面積及び
耕地利用率の推移



資料：『耕地及び作付面積統計』

農作物作付(栽培)延べ面積



資料：『平成27年耕地及び作付面積統計』

～ 地方参事官室(京都府担当)からのお知らせ～

平成30年度農林水産予算概算要求について

農林水産省では、平成30年度農林水産予算概算要求の概要を取りまとめました。
予算概算要求のポイント及び各事業の内容等については、農林水産省ホームページに掲載しております。

詳しくはこちらから → <http://www.maff.go.jp/j/budget/170831.html>



「ジビエ利用に関する相談窓口」の開設について

ジビエ利用に取り組む地域を支援するため、ジビエ利用に関する知識・経験を有する民間の有識者で構成する「ジビエ利用拡大専門家チーム」を発足しました。ジビエ利用に関する御相談、お問合せのための専用電話、専用メールアドレスを設け、農林水産省と専門家チームが官民連携で対応、支援します。お気軽に御相談ください。

○お電話によるお問合せ

専用電話：03-3502-6571

受付時間：平日9時30分～18時15分（土日祝日及び年末年始を除く）

○メール又はFAXによるお問合せ

専用メールアドレス：gibier-soudan@maff.go.jp FAX番号：03-3502-7587

「ジビエ利用に関する御相談、お問合せ 専用フォーム(相談シート)」をダウンロードしていただき、必要事項を御記入の上、上記の専用メールアドレス又はFAX番号まで送付してください。

詳しくはこちらから → <http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/tyozyu/170912.html>



お問い合わせ先：近畿農政局地方参事官室(京都府担当)

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL：075-414-9015 FAX：075-414-9057

HP：<http://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/kyoto/index.html>

